

社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会
地域福祉活動支援事業 ふれあい居場所づくり助成金交付要綱

令和7年4月1日施行

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域福祉の推進を図る募金運動により集まった赤い羽根共同募金の配分金を基に、孤立しない地域づくりの推進のため世代や性別などの垣根を超えた居場所づくりに対して、助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象団体等）

第2条 京丹後市に活動拠点を有し、市内で活動する以下の団体とします。

- （１）市民生活支援を目的とする法人格を有さない団体であること
- （２）代表者を含め団体の構成員が3名以上いること
- （３）特定の個人や団体の会員のみが利益を受けるサークル活動でないこと
- （４）営利または特定の政党・政治活動を目的とする団体もしくは宗教活動を目的とする団体でないこと
- （５）本会ボランティア基金または共同募金委員会によるつづき・つながる活動支援の助成金交付を受けていない団体であること

（対象事業）

第3条 地域住民を対象に定期的に実施される居場所づくりやその立ち上げに向けた試験的な取り組み。また、参加対象が異なる居場所づくりについては、同一団体からの申請は2事業とする。

（助成金の交付額）

第4条 助成金の交付額の算定基準は、別表1のように前年度の実績による1回の平均参加人数に応じて算出し、申請団体への交付は年12回を上限とする。

（助成対象経費）

第5条 助成対象経費は別表2のとおりとする。

ただし、外食代、弁当購入費、酒、税込10,000円以上の備品、単価500円程度を超える景品、他団体が実施する事業への再助成は除く。

（交付申請等）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、別紙交付申請書（様式1）及び実施計画書（様式2）を、毎年5月末までに会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請があった場合においては、速やかに書類を審査するものとし、

交付を決定したときは、助成金決定通知書（様式3）により通知するものとする。

- 3 前項の規定により決定した助成金は、交付決定日から30日以内に交付するものとする。

（報告）

第7条 助成金の交付を受けた者は、当該助成金の使途を明らかにした実績報告書（様式4）を翌年3月末までに会長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

別表1（第4条関係）

19人以下	2,000円	20人以上	3,000円
-------	--------	-------	--------

別表2（第5条関係）

助成対象経費	備考
消耗品費	用紙・文具・インク等事務用品、お茶・お菓子、単価500円程度までのゲーム景品や参加賞、プレゼントなど
通信運搬費	切手・はがきなど
賃借料	バス・会場・冷暖房費など
謝金	講師・運転手など
材料費	手芸材料・料理材料など
その他	保険料・入館料・広報費・備品・ガソリン代など